

令和3年度
国の施策・予算に対する要望
（新型コロナウイルス関連）

令和2年11月



さいたま市政の推進につきましては、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が急激な勢いで世界に蔓延している今般において、本市では、感染拡大防止対策や医療提供体制の充実、不要不急の外出自粛要請等に伴う市民生活や経済活動への影響の最小限化、新しい生活様式の実践に、国や県、医療機関等と連携を図りながら、全庁を挙げて取り組んでまいりました。

一方で、5月25日までに全都道府県の緊急事態宣言が解除されたところですが、外出や営業の自粛、学校の臨時休校等により、地域経済や市民生活、子どもたちの教育環境などに甚大は影響が生じており、「新たな生活様式」の定着も含め、事態の収束に向けては、長期化は避けられないものと想定しています。

国の緊急事態宣言以降、新型コロナウイルス対策のために数次の補正予算を編成し、対応を図っているところですが、国の緊急経済対策に基づく支援を受けてもなお、多額の財政支出を伴っており、令和3年度以降の予算編成に向けて危機的な状況であることから、これまで行ってきた多種多様な行政サービスを今後維持していくことが困難になることが予想されます。

本要望書は、今後に向けて、新型コロナウイルス等に係る本市の様々な取組を進めるに当たり、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめております。

つきましては、これまで国が講じてきた緊急経済対策の影響もあり、大変厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、今後の施策の展開に当たり、本市の要望実現に向けて、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年11月

さいたま市長 清水 勇人

1 再度の感染拡大や事態の長期化を見据えた感染防止策と医療体制の整備

(1) 保健所等の体制強化（要望先：厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の対応において、本市では、保健所の体制を強化するため、保健師を含む職員を4月に23名、8月には行政職8名を臨時的に増員したことに加え、保健師の全庁的な動員によるローテーション体制を組み、業務を遂行している。また、市民からの相談や感染者の健康観察等に適切に対応すべく電話回線を大幅に増設するなどの対策を講じてきた。

地方衛生研究所については、PCR検査機器等を購入し、検査需要の拡大に適切に対応できる体制を整備したところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策の長期化を見据えるとともに、今後も起こりうる様々な健康危機事案へ迅速かつ適切に対応するためには保健所等の更なる体制の充実が必要であることから、次のとおり要望する。

- ① 保健所の体制については、保健所職員の負担軽減、迅速かつ適切な感染症対策、他の行政サービスの継続実施には、中長期的な観点のもと、平時より保健所の体制を強化する必要があることから、今後の感染症対策を見据えた保健所の適正な人員配置指針を示した上で、保健所統括行政職の設置や医師、保健師を含む専門人材の確保・育成対策など体制強化のための支援及び財政措置を講ずること。
- ② 地方衛生研究所は、試験検査や公衆衛生情報の収集・解析・提供等、本市の感染症対策に欠かせない重要な役割を担っている。今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、今後の地方衛生研究所の体制強化を図るため、地方衛生研究所の法的な位置付けを明確にするとともに、検査機器の整備及び専門人材の確保のための支援及び財政措置を講ずること。

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の弾力的活用

（要望先：厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、今後も新型コロナウイルス感染症対策に多額の経費が見込まれることから、継続して交付することに加え、その配分にあたっては、病床確保やPCR検査体制の強化・推進など、地域の実情に応じて弾力的に活用できるよう、対象事業を柔軟に設定すること。

(3) 治療薬及びワクチンの実用化と接種順位の明確化（要望先：厚生労働省）

一日も早く新型コロナウイルスに係る治療薬及びワクチンの開発と実用化を図るため、国内外で実施されている臨床試験等に対し、引き続き必要な支援策を講ずること。

また、ワクチンの接種順位については、地方自治体に判断を委ねることのないよう、国において明確に方針等を示すこと。

(4) 医療機関に対する支援 (要望先：厚生労働省)

新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者を受け入れている医療機関については、その診療対応のための体制確保に多額の費用を要するなど、経営に多大な影響が出ていることから、経営安定化のために必要な財政支援を継続して実施すること。

また、その他の医療機関についても、患者の受診抑制や、入院・手術の延期等により経営状況が悪化していることから、継続的な医療の提供や、経営安定化のために必要な財政支援を講ずること。

(5) 病院会計に対する支援 (要望先：総務省・厚生労働省)

第二種感染症指定医療機関であるさいたま市立病院は、新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者の受け入れを行うに当たり、一部病棟の閉鎖や手術実施件数の抑制などによる収益の減少により、病院経営に多大な影響が生じている。

市が運営する唯一の公立病院であり、地域の基幹病院としての地域医療における中核的な役割を果たすために、また、今後の新型コロナウイルス感染症の感染再拡大やインフルエンザの同時流行に備えるために経営の安定化は必要不可欠であることから、そのために必要な財政支援を講ずること。

(6) 認可外保育施設に対する支援 (要望先：厚生労働省)

保育施設に対する登園自粛や臨時休園については、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染拡大を防止する観点から対応していることを踏まえ、認可保育所と同様に認可外保育施設においても、利用者及び施設を支援する観点から、施設の登園を自粛した場合や臨時休園した場合の利用料の減額分など、臨時的な措置として必要な財政措置を講ずること。

2 雇用の維持と経済活性化

(1) 中小企業・小規模事業者への継続的な支援

(要望先：経済産業省（中小企業庁）)

「さいたま市地域経済動向調査（2020年度前期）」では、新型コロナウイルス感染症が8割台半ばの事業の経営に影響を与えていることが示されていることから、さいたま市内の景況は一層悪化しており、緊急事態宣言解除後においても来店客・顧客が以前の状況に戻らず、売上・受注が減少し、経営が回復基調に至らないことに加え、感染症対策や新しい生活様式への対応にも苦慮する大変厳しい状況が続いていることから、中小企業・小規模事業者に対する継続した資金繰り対策、各種給付金・助成金、固定経費への支援など、中小企業等の事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、経済対策を継続的に実施すること。

(2) 劣後ローンの制度化（要望先：経済産業省（中小企業庁）)

「劣後ローン」については、その特性から市の制度融資における導入を検討しているが、他方で、劣後ローンは長期間返済不要（期限到達時の一括返済が原則のため、元本が減らない）、破綻時の劣後性（求償しても費用弁済の可能性が限りなく低い）といった特性上、信用保証協会の保証付き融資としての実行が困難である。

このため、国において信用保証協会による保証付き融資における「劣後ローン」を制度化するとともに、破綻時における国からの保険料を通常の制度融資よりも手厚くすること。

(3) アフターコロナ時代を見据えた支援

(要望先：経済産業省（中小企業庁）)

ウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、感染拡大防止を契機とした社会変革を一気に加速させるとともに、テレワークなど新たな働き方の導入による生産性向上・働き方改革の定着を図るため、事業転換に取り組む中小企業等への支援、ITインフラへの投資促進など企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）を強く後押しする支援策の創設や支援の拡充を行うこと。

(4) 文化芸術に対する支援 (要望先：文部科学省(文化庁))

新型コロナウイルス感染拡大に伴う公演やイベントの開催制限等により、文化芸術関係者・団体等が大きな打撃を受けていることから、文化芸術に対する重要性について国民的理解を深めるとともに、文化芸術活動の実態や関係者等の意向を的確に把握し、関係者等が実施する事業への支援だけでなく、団体運営費等への支援も含め、活動の維持・継続に有効な支援策を講ずること。

また、地域の実情に応じ、文化芸術活動を行う関係者等に対して、地方が適切な支援をできるよう、国において十分な財政措置を講ずること。

加えて、文化芸術コンテンツを国内外に発信するためのプラットフォームの構築など、文化芸術活動のオンライン配信及びデジタル技術の活用を促進するための支援策を講ずること。

3 教育機会の確保

(1) ICT環境整備への継続的な支援 (要望先：文部科学省)

教育機会の確保については、再度の感染拡大に伴う臨時休業等も想定し、全ての児童生徒の教育機会の確保のため、「1人1台端末」の環境維持に必要なとなる児童生徒増及び学級増に対応できる情報機器等の調達に係る費用及び家庭学習のための通信機器整備支援等に係る費用について、継続的かつ十分な財政措置を行うこと。

(2) 臨時休業等に伴う学習の遅れに対する指導体制の確保

(要望先：文部科学省)

臨時休業及び分散登校に伴う学習の遅れに対する指導体制の確保については、教職員の負担軽減の観点から、授業の実施やきめ細かな指導に必要な教員の加配、学習指導員の増員及び教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフの増員を図るための財政措置を行うこと。

(3) 学校における衛生用品の配備 (要望先：文部科学省)

新型コロナウイルス感染症は、教育現場にも大きな影響を及ぼしているところだが、特に大都市においては、依然として高い感染状況が続いており、収束の見通しが立っていないことから、引き続き学校での集団感染リスクを避けるため、学校が必要とする保健衛生用品等の整備に係る経費について、財政措置を行うこと。

4 地方自治体の財政に対する支援（要望先：総務省）

新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化は、市民生活や地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

これまで本市では、市民の命や生活を守ることを最優先に、感染症拡大防止と医療体制の強化、中小企業・小規模事業者及び市民一人ひとりの生活の下支えとなる支援を中心に、国の緊急経済対策の隙間を埋める独自の支援策に取り組んできた。新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが未だ立たない中、今後も感染症拡大防止や地域経済の再活性化へ向けた更なる支援が求められることに加え、ウィズコロナ、アフターコロナ時代に求められるデジタルファーストな行政運営への転換に向け、AI、RPAの導入等による業務の効率化や窓口手続きオンライン化、テレワークの推進等による市民サービスの向上に全庁をあげて取り組む必要があり、これらに伴う財政需要が継続する見込みである。

他方、地方税収等については、令和3年度以降も大幅な減収は避けられない状況にあり、市税に占める市民税の割合が5割を超える本市にとって、その影響は特に大きいものと危惧している。

こうしたことから、地方自治体が持続可能な財政運営を行えるよう、地方交付税の必要額を確保するとともに、減収補填債の対象税目の拡大や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続、又はこれに代わる新たな交付金制度の創設等、地方自治体の財政力に関わらず必要かつ十分な財政措置を行うこと。

【参考】要望項目及び要望先一覧

1 再度の感染拡大や事態の長期化を見据えた感染防止策と医療体制の整備		
(1)	保健所等の体制強化	厚生労働省
(2)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の弾力的活用	厚生労働省
(3)	治療薬及びワクチンの実用化と接種順位の明確化	厚生労働省
(4)	医療機関に対する支援	厚生労働省
(5)	病院会計に対する支援	総務省 厚生労働省
(6)	認可外保育施設に対する支援	厚生労働省
2 雇用の維持と経済活性化		
(1)	中小企業・小規模事業者への継続的な支援	経済産業省（中小企業庁）
(2)	劣後ローンの制度化	経済産業省（中小企業庁）
(3)	アフターコロナ時代を見据えた支援	経済産業省（中小企業庁）
(4)	文化芸術に対する支援	文部科学省（文化庁）
3 教育機会の確保		
(1)	I C T 環境整備への継続的な支援	文部科学省
(2)	臨時休業等に伴う学習の遅れに対する指導体制の確保	文部科学省
(3)	学校における衛生用品の配備	文部科学省
4 地方自治体の財政に対する支援		
	地方自治体の財政に対する支援	総務省

令和3年度国の施策・予算に対する要望
(新型コロナウイルス関連)

令和2年11月

発行 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
〒330-9588
埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
048-829-1033 (直通)